

郡上市ふるさと寄附金に伴う返礼品 募集要項

1 郡上市のふるさと納税について

郡上市では、ふるさと納税制度を活用した「郡上市ふるさと寄附金（以下「ふるさと寄附金」という。）」として、持続可能な地域づくりのために全国の皆さまからご寄附をいただいています。ふるさと寄附は、窓口や郵便でのお申し出のほか、インターネットのふるさと納税サイトでも寄附いただくことが可能で、手続きの手軽さから、年々件数も増加しています。

また、本市へ1万円以上のふるさと寄附をしてくださった方（市外在住者の方限定）への感謝の気持ちとして、お礼の品（以下「返礼品」という。）をお贈りしています。

2 募集の目的

ふるさと寄附金による本市への寄附の促進と、返礼品を活用した地域資源の情報発信、販路拡大等に伴う地元経済の活性化を目指し、返礼品として提供する商品や体験等のサービスを募集します。

3 募集の要件

(1) 調達事業者

- ① 事業所（本社（本店）、支社（支店）、工場等）を郡上市内に有する法人、団体又は個人事業者であること。
- ② 市税の滞納がないこと。
- ③ 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等又は暴力団の構成員等と綿密な関係を有するものでないこと。
- ④ 発注に対し、発注書の受付及び返礼品の発送を行うことができる体制が整っていること。

(2) 返礼品

- ① 平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条の総務大臣が定める基準をはじめ、その他総務省や岐阜県が示す基準等を満たすものであること。
- ② 本市の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域産業の振興につながるものであること。
- ③ 体験等のサービスを提供する場合には、原則として有効期限を発行日から1年間設定すること。
- ④ 安定した品質及び供給が見込めるものであること。
- ⑤ 受注後、速やかに発送又は提供できるものであること。
- ⑥ 金銭類似性の高いものや資産性の高いものでないこと。
- ⑦ 飲食物については、寄附者への返礼品到着後、一定程度の賞味期限及び消費期限が確

保されるものであること。

※ 要件に適合するものとして応募された場合であっても、国や市が返礼品として適当でないと判断した場合は、返礼品として採用しないことがあります。

※ 返礼品は、「単品」、「詰合せ」のいずれも可とします。

(3) 返礼品の金額区分について

寄附金額に応じた商品や体験等のサービスを募集しますので、返礼品調達価格に見合った商品や体験等のサービスをご提案ください。返礼品調達価格は、ふるさと納税制度に基づき寄附金額の3割以下となり、商品代金のほか消費税や梱包資材費、梱包手間代を含みます。なお、送料は返礼品調達価格には含まれません。

寄附金額	返礼品調達価格（消費税・梱包資材費・梱包手間代を含む、送料は別）
10,000円	3,000円以下
15,000円	4,500円以下
20,000円	6,000円以下
25,000円	7,500円以下
30,000円	9,000円以下
35,000円	10,500円以下
40,000円	12,000円以下
45,000円	13,500円以下
50,000円	15,000円以下
55,000円	16,500円以下
60,000円	18,000円以下

※ 上記の金額区分以上の価格の商品についても取り扱うことが可能ですので、ご相談ください。

4 応募方法

別紙「郡上市ふるさと寄附金に伴う返礼品 申込書」に必要事項を記入の上、以下の書類を添えて、郡上市 市長公室政策推進課まで提出してください。

①返礼品ごとに添付

- ・見積書
- ・商品やサービスの写真
- ・商品やサービスのパンフレット等参考資料（任意）
- ・アレルギー品目チェックシート（食品の場合のみ）

②郡上市で初めて返礼品登録する事業者

- ・個人情報取り扱いに関する誓約書
- ・確認事項調書

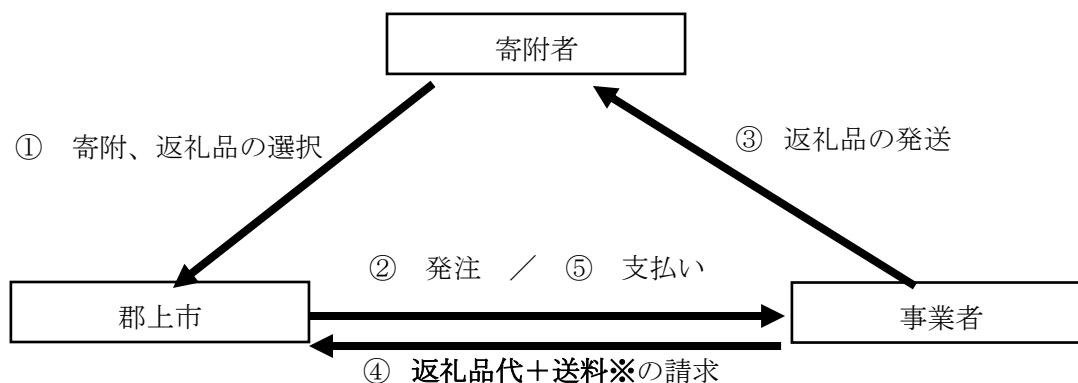
※ 「さとふる」に商品やサービス等を掲載する場合は、別途、必要書類を提出いただく必要があります。

5 選考

提出された申込書の内容について、本市のふるさと寄附者に対する返礼品として適当と認められるかを総合的に判断し選考します。

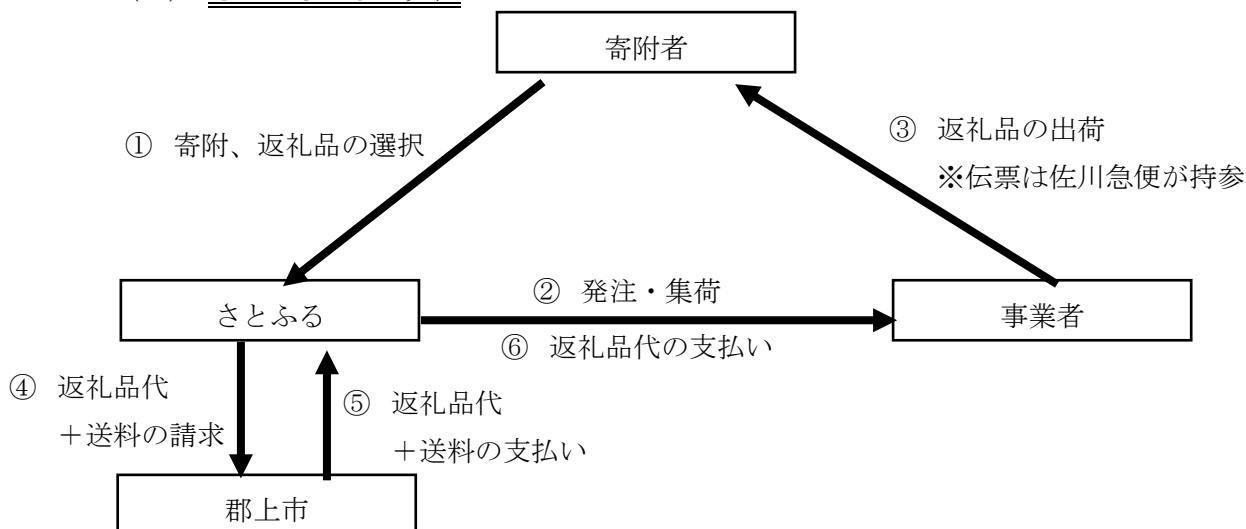
6 返礼品手続きの流れ

(1) 郡上市からの発注（さとふる以外の申込の場合）



※「ヤマト運輸」「日本郵便」「佐川急便」の配送会社をご利用の場合は、送料は市から直接配送会社へ支払うため、返礼品代のみのご請求となります。

(2) さとふるからの発注



7 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、発注を受けた返礼品の発送を行うこと以外の目的に使用することはできません。

8 その他留意事項

- (1) 事業者は、返礼品の発送に遅延や事故等の問題が発生した場合、又は申込書の記載事項の変更をする場合は、速やかに市に報告してください。
- (2) 事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、顛末について必ず市へ報告してください。なお、商品に関する品質等による保証やクレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (3) 申込書の記載内容に虚偽があった場合、市に損害を及ぼす行為があった場合、若しくは採用した返礼品が本要項3に定める要件に適合しなくなったと市が認める場合、返礼品の採用を取り消します。
- (4) 民間のふるさと納税ポータルサイト等への返礼品の掲載順は、市が決定します。

【問い合わせ及び応募先】

郡上市 市長公室政策推進課 ふるさと寄附担当

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228

TEL：0575-67-1844、FAX：0575-67-1711

Email：seisaku@city.gujo.lg.jp